

陸軍省 密受第二八二 号

主計課員 聯署員

右房様迄
大正三十四年十一月廿三日

大正三十四年十一月廿三日

供回覽

七月四日

二兵課

一殿

参謀本部

置通信事務ヲ取扱ハシメラレ

右通牒ス

追テ本件ハ軍事上秘密ニ保ツヲ要スル儀ト御承知相成度將又本特設無線電信所設置セラレタル結果去ル大正三年十一月二十三日附官房機密第一三八六號ヲ以テ及通知置候特設軍機設置ノ件ハ廢止セラレ

七月十四日

結

(安田南)

陸軍省 密受第二八二號

海軍省

軍

三月一日

右房務長等一三八六号

大正三年十一月廿三日

海軍省

陸軍省

特設無線機設置ノ件

小笠原群島父島、父島北特設無線機

機ノ設置に成候

陸軍省事務ヲ取扱ハシメラレ

一殿

内會次郎



陸軍省第四四二番

右通牒ス

追テ本件ハ軍事上秘密ニ保ツヲ要スル儀ト御承知相成度將又本特設無線電信所設置セラレタル結果去ル大正三年十一月二十三日附官房機密第一三八六號ヲ以テ及通知置候特設無線機設置ノ件ハ廢止セラレ

三月十一日

結

(実用)

陸軍省 密受第二八二號

七月一日

海軍省

軍

七月一日

九〇〇

大正七年六月二十八日

海軍次官 枋内曾次郎

陸軍次官 山田隆一殿

特設無線電信所設置ノ件

今般小笠原群島父島ニ特設無線電信所設置通信事務ヲ取扱ハシメラレ候條御了知相成度

右通牒ス

追テ本件ハ軍事上秘密ニ保ツヲ要スル儀ト御承知相成度將又本特設無線電信所設置セラレタル結果去ル大正三年十一月二十三日附官房機密第一三八六號ヲ以テ及通知置候特設軍機設置ノ件ハ廢止セラレ

七月十一日

結

(実田清)

1453

52



陸軍省 第四二四

タル儀ト御承知相成度

海軍

終

1454

(袋田納)